

※以下、東京都雇用対策協定第2条に基づき定められた「平成27年度東京都雇用対策協定に基づく事業計画」より抜粋。

\*第1（省略）

## 第2 連携・協力して推進する取組

### 1. 若年者を中心とする正社員希望者等に対する就職支援の充実

\*（1）（2）（省略）

#### （3）高校生等に対するキャリア教育や就労支援の実施

ア 職業講話やインターンシップの実施等

都立高校においてキャリア教育の一環として実施している「社会的・職業的自立支援教育プログラム」のメニューのひとつとして、ハローワークが、各校の支援ニーズに応じ、職業講話や一般職業適性検査等を実施する。

また、高校や中学校において、インターンシップ等の就業体験・職場体験を実施する。

東京労働局が実施する業務

- ・ 各高校の支援ニーズに応じた、職業講話や一般職業適性検査等の実施
- ・ インターンシップ等の受入事業所の開拓、学校への情報提供等

東京都が実施する業務

- ・ 都立高校における「社会的・職業的自立支援教育プログラム」の実施
- ・ 都立高校におけるインターンシップ等の実施拡大
- ・ 中学生の職場体験の実施

#### イ 都立高校とハローワークとの連携による就職支援の実施

新規高等学校卒業生職業紹介業務連絡会議（高担会議）の開催等を通じ、都立高校進路指導担当教員とハローワーク職員の情報交換を図ることで、各都立高校のニーズを共有し、高校新卒者の安定的な就職につなげる。

東京労働局が実施する業務

- ・ 高担会議等を通じて把握した各都立高校のニーズに基づく就職支援

東京都が実施する業務

- ・ 各都立高校のニーズや課題等の情報のハローワークへの積極的提供

\*ウ（省略）

#### （4）都立高校中途退学者等に対する支援の強化

東京都教育庁に設置する「ユース・アドバイザー」が高校との窓口となっており、中途退学者等に対するハローワーク等の関係機関と連携した切れ目のない支援を実施する。

また、都立高校や教育庁に加え、ハローワークを含む地域の関係機関をメンバーとする都立高校生進路支援連絡協議会において、高校中途退学者や進路未決定者に対する切れ目のない支援のあり方等について協議する。

東京労働局が実施する業務

- ・ ハローワークでの「ユース・アドバイザー」と連携した就労支援の実施
- ・ 都立高校生進路支援連絡協議会へのハローワークからの参画

東京都が実施する業務

- ・ 「ユース・アドバイザー」を活用した中途退学者等進路支援事業の実施 \*1
- ・ 都立高校を中途退学した者に対する「ユース・アドバイザー」による継続支援の実施 \*2
- ・ 都立高校生進路支援連絡協議会の開催運営 \*3

\*1 都立高校10校で実施

\*2 都内2校（都立青井高校・都立八王子拓真高校）で試行実施

\*3 都内2地区（足立・葛飾地区、多摩地区）において開催

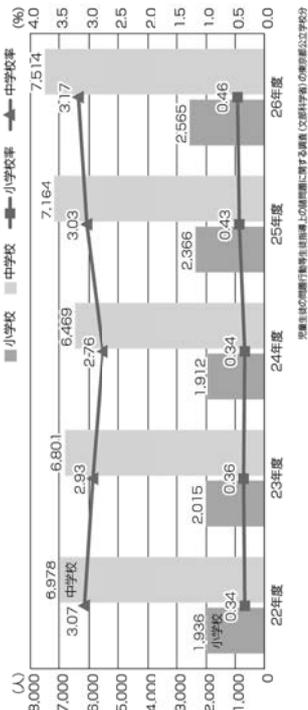
\*第2の2以下（省略）

## 不登校・中途退学対策検討委員会報告の概要

### I 現状と課題

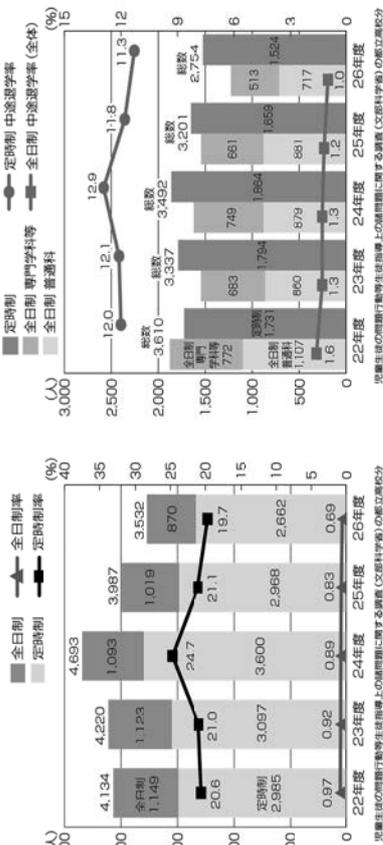
#### 1 都内公立小・中学校の不登校の現状

- 小・中学校の不登校児童・生徒は10,079人(平成26年度)で、平成25年度から増加
- 1校当たりの平均不登校者数は、小学校2.0人、中学校11.9人
- 学校復帰率は小学校33.3%、中学校25.1%で、年度を越えて不登校状態にある児童・生徒が多い
- 支援機関等の相談・指導を受けていない不登校児童・生徒は、小学校9.4%、中学校15.6%



#### 2 都立高校の不登校・中途退学の現状

- 高校の不登校生徒は3,532人、中途退学者は2,754人で、ともに減少傾向
- 不登校生徒の割合は定時制高校で高く、中途退学者の割合は定時制高校と専門高校で高い
- 不登校生徒のうち、3分の1程度が当該年度に中途退学している
- 中途退学者の約6割は、何もしてなかったりアルバイト等の非正規雇用に従事している中、八〇ワーク等の支援機関をあまり利用していない



### II これまでの主な取組

#### 1 都内公立小・中学校における不登校対策

- 多くの小・中学校では、校内組織を設け、情報共有やケース会議を実施
  - 個別の支援計画は、対応経過の記録にとまっているケースが多く、具体的な支援のための計画としては不十分
- 外部の支援機関との連絡・調整は、学校の管理職が行う場合が多い
- スクールカウンセラーの全校配置(平成25年度～)
  - スクールカウンセラーによる、小学校5学年と中学校1学年の児童・生徒全員との面接を実施し、課題を早期に発見(平成26年度～)
- スクールソーシャルワーカーによる支援の順次拡大
  - スクールソーシャルワーカーの業務に対する教員の理解は不十分
- 教育支援センター(通称指導教室)の設置(都内51区市町76教室)
  - 不登校児童・生徒の2割程度が通室し、そのうち学校への復帰は2割程度

#### 2 都立高校における不登校・中途退学対策

- チャレンジスクールなど、生徒の多様なニーズに応える高校を設置
- 全ての都立高校で「中退防止改善計画書」を作成し、組織的な取組を推進
- 各高校で、キャリア教育を推進(企業等と連携した体験的な教育プログラム等)
- スクールカウンセラーの全校配置(平成25年度～)
  - スクールカウンセラーによる、高校1年生の生徒全員との面接を実施し、課題を早期に発見(平成26年度～)
- スクールソーシャルワーカーによる支援(平成27年度～)
- 若者支援NPOとの連携し、進路未決定者の進路決定を支援するモデル事業を実施(平成25～27年度)
- 都立高校補次募集を年3回行い、転編入学の機会を確保

#### 3 民間による支援

- フリースクール等民間施設・団体では、居場所や学習・体験活動の機会を提供
  - 民間施設・団体を利用した都内公立学校の児童・生徒は175人。このうち、小・中学生で指導要録上出席扱いを受けた者は約5割(平成26年度)

## IV 今後の方向性

### 1 基本的な考え方

- (1) 児童・生徒の将来の社会的な自立を目指す
- (2) 児童・生徒を学校や社会との接点につなぐ
- (3) 個々の児童・生徒と保護者の状況に寄り添う

### 3 具体的な方策の方向性

#### 5つの仕組みの構築

##### (1) 個に応じた計画的な支援の充実

- ・児童・生徒の置かれている環境等を把握・分析し、状態を見極める「アセスメント」を実施
- ・アセスメントに基づき、一人一人の「支援計画」を定めて支援

##### (2) 小・中・高の連携による切れ目のない支援

- ・学年や学校種を越えて、児童・生徒の支援計画や生活・学習等の情報を引継ぎ、支援
- ・高校の特色の情報提供や進路指導の充実により、生徒に適した高校選択を促進

##### (3) 支援ネットワークの構築

- ・学校と福祉・労働等関係機関による「支援ネットワーク」の構築
  - ・教育委員会に、学校や関係機関と連携し、児童・生徒を支援する「支援チーム」を設置
- 高校においては、中途退学者等への就労・再就学に向けた支援も実施

##### (4) 学校における組織的な取組の充実

- ・「コーディネーター役」の教員の指定による、校内の組織体制の整備
- (校内での中心的な役割、支援チームや関係機関との連絡調整)

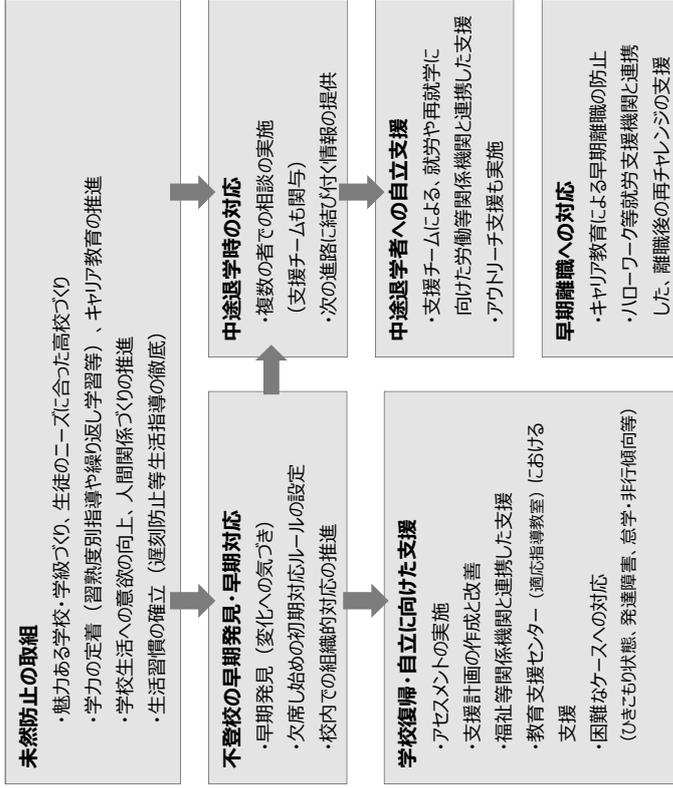
##### (5) 再チャレンジのための教育機会の拡充

- ・教育支援センター（適応指導教室）における支援の充実
- （居場所としての機能、学習意欲の向上、基礎学力の習得等）
- ・不登校の小・中学生を受け入れる教育課程特例校の取組の推進
- ・チャレンジスクール（都立高校）への受入れ体制の整備
- ・都立高校転編入学制度（補欠募集）の活用に向けた改善

### 2 支援方策を構築していく上での視点

- (1) 一人一人の児童・生徒に応じた継続的な支援
- (2) 学校と関係機関とのネットワークの構築
- (3) 居場所の確保や再チャレンジの機会の提供

#### 段階に応じた支援の実施



フリースクール等民間施設・団体との関係の構築  
保護者に対する支援の充実



今後の教育環境の変化に対応した地域教育の推進方策について  
－地域教育プラットフォーム構想の新たな展開－（建議）

〔東京都教育委員会印刷物登録  
平成 27 年度 第 230 号〕

平成 28 年 2 月発行

編 集 第 9 期 東京都生涯学習審議会  
発 行 東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課  
（東京都生涯学習審議会事務局）  
住所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号  
電話 03(5320)6853

印 刷 正和商事株式会社

